



# ほっとライン



名張市子ども相談室発行

## 一年間ご苦労様でした。

こんにちは。子ども相談室です。今年度から高校生のみなさんにお届けするようになった『ほっとライン+plus』も、通算 4 号を発行することができました。子ども相談室からのちいさなメッセージ、とどきましたか？みなさんに届いていると、とても嬉しいです。

名張市では、平成 18 年 3 月に「名張市子ども条例」が制定され、今年の 3 月で 11 年目をむかえます。平成 12 年に川崎市が日本で初めて、子ども条例を制定してから 6 年後、私たちの名張市も名乗りをあげました。国内で 9 番目です。先進的ですね。

平成 28 年 9 月現在で、全国 43 の自治体が子ども条例を持っています。子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利を認め、守っていくことを主眼としています。

名張市で学ぶ皆さんは、自分の持っている権利について考えたことがありますか？名張市子ども条例では、「生きる権利」「育まれる権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つが柱となっています。私たち大人がこの「子どもの権利」を、認め、守って行かないといけないのと同時に、皆さんも自分自身の権利についてよく考え、研究してほしいです。そして、知識としての権利から、自分のものとしての権利に気付いてほしいです。

みなさんにとって、この一年間はどんな一年でしたか？充実していた、まあまあしんどかった、楽しかった、長かった…いろいろあるでしょうね。でも過ぎてしまえばみんな思い出です！

さあ、新年度にむかって大きく羽ばたくために、しっかりと充電しましょうね。悩み事をかかえたままでは重くて飛び立てないよ。重い荷物は今のうちに手放しましょう。相談室は、みなさんを応援していますよ。

## ばいっ子ほっとライン(通話料無料)

**0800-200-3218** (18歳までの子ども専用電話)

開設時間 月～金 8:30～17:15 大人のかたは 0595-63-3118へ

悩んでいること、悲しかったこと、誰かにきいてほしいことなど、相談したいことがあれば、なんでも話をききますよ。一緒に考えていきましょう。